

**令和 8 年度後期分
学部生(留学生除く)対象
高等教育の修学支援新制度における授業料免除
【多子世帯における授業料無償化含む】
申請要項**

目 次

0. 事前確認	P1
1. はじめに	P2
2. 高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金)による 授業料減免・徴収猶予について	
(1)制度概要	P2
(2)申請資格	P3
(3)学業要件	P3
(4)家計基準	P3
(5)支援額の目安	P4
3. 申請方法・申請期間	P5
4. 結果通知までの注意点及び結果通知と授業料納入の時期について	P6

[注意]申請期限について

高等教育の修学支援新制度は、他の大阪教育大学独自の授業料免除・授業料徴収猶予制度とは異なり、国による支援制度のため、他の制度とは申請期間が異なります。

高等教育の修学支援新制度の申請資格がない等の理由により、大阪教育大学独自の授業料免除・授業料徴収猶予制度に申請する可能性がある場合、高等教育の修学支援新制度よりも他の制度の方が申請期限が早い因此ご注意ください。

高等教育の修学支援新制度の申請期限 一次申請 10月8日(木)[大学の申請フォームへ登録する期限です]

※一次申請の後に、窓口での申請書類受取り、二次申請などの手続きがあります。

他の授業料免除・徴収猶予制度の申請期限10月2日(金)[全ての必要書類を揃えて、提出する期限です]

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

不明点があれば、申請要項を確認のうえ、申請者本人(学生)がメールで問い合わせを行うこと。
件名は「学籍番号_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とすること。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係

(取扱時間 平日9時～12時, 13時～17時)

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp



電話でのお問い合わせには、
直ぐに対応できない場合があります。
できる限りメールにて、お問い合わせください。

TEL 072-978-3303

0. 事前確認

申請を行う前に、まずご自身が申請対象となるか、また申請が必要な状況であるかを確認してください。

- ・日本学生支援機構給付奨学金の採用状態を確認してください。(令和8年9月30日時点)

① 現在、日本学生支援機構給付奨学生である

(支援区分Ⅰ～Ⅳ, 多子世帯, 基準外, 休止, 停止のいずれかに該当)

- ➡ 今回の申請手続きは不要です。

なお 10 月の後期授業料の引き落としは一時的に停止となり, 11月に引き落としを行います。

1 月の授業料引き落としの時期まで徴収猶予を希望する場合は, 別途「授業料徴収猶予」の申請をご検討ください。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/jyumen/jyumenippan.html>



② 以前日本学生支援機構給付奨学生として採用されていたが、「廃止」になった

- ➡ 申請できる授業料免除はありません。

1 月の授業料引き落としの時期まで徴収猶予を希望する場合は「授業料徴収猶予」の申請をご検討ください。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/jyumen/jyumenippan.html>



③ これまでに日本学生支援機構給付奨学金を一度も申請したことがない

④ これまでに日本学生支援機構給付奨学金に一度も採用されたことがない

- ➡ P3 の「2. (2)申請資格」を満たしている場合は, 新規申請が可能です。

- ➡ 申込資格を確認のうえ, 希望者は申請してください。

1. はじめに

本申請要項は、学部生(留学生を除く)のうち経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生および多子世帯に属する学生に対して、授業料を全額または一部免除及び徴収猶予(納付期限延長(後期分1月まで))する制度について記載しています。

学部生に対する授業料等免除は、原則として「高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構の給付奨学金)」の制度を利用します。令和7年度から支援対象が拡大となった「**多子世帯(生計維持者の扶養する子どもが3人以上)**」を対象とした授業料等無償化もこの制度を利用しますので、該当者は本申請要項に沿って申請してください。

本制度の対象者

- ・経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生
- ・多子世帯(生計維持者の扶養する子どもが3人以上)」に属する学生

・授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、原則、前期・後期分ごとに選考します。

ただし、家計急変採用の場合、学期途中に支援区分が変更となる可能性があります。

・個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報を、授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

2. 高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金)による 授業料減免・徴収猶予について

(1)制度概要

大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)に基づき、国の高等教育の修学支援新制度の一つとして、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、ならびに多子世帯の学生に対し、授業料等の減免(全額・2/3相当額・1/3相当額)を行うものです。

授業料の減免は、日本学生支援機構の給付奨学金とセットとなっているため、日本学生支援機構の給付奨学金に採用されることで、授業料免除の対象者となります。

給付奨学金の申請は、定期的に受付がある「在学採用」と在学中に生計維持者の家計が急変した学生が申請する「家計急変採用」があります。

授業料の徴収猶予のみを希望する方も、以下の申請資格を満たす限り、本制度で申請をしてください。給付奨学金を申請した時点で、後期授業料の引き落としが自動的に1月まで猶予されます。

(2)申請資格

次の①及び②の両方に該当する人が申し込みます。

① 大学等への入学時期に関する要件

高等学校卒業 ～ 本学入学までの期間が2年を超えていないか
(3浪以上は申請資格がありません。)

*災害傷病その他やむを得ない事由により、当該期間を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。

※ただし、編入学生は次の(1)と(2)の両方を満たす必要があります。

- (1)高等学校卒業 ～ 編入学前の大学を入学するまでの間が2年を超えていないか
- (2)編入学前の大学の卒業(退学)後、本学入学までの期間が1年を超えていないか

② 在留資格等に関する資格

外国籍の場合は、次の(1)～(4)のいずれかに該当すること

- (1) 法定特別永住者
- (2) 「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人
- (3) 「定住者」であって、将来永住する意思がある人
- (4) 「家族滞在」である人



※①②についての詳細な条件は、以下の日本学生支援機構の Web サイトより確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

(3)学業要件

令和 8 年度新規申請時における GPA および標準修得単位数の基準については、別途「高等教育における修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金)／貸与奨学金申請要領」をご確認ください。

[補足]多子世帯の授業料無償化と学業要件について

よくある質問の中に「多子世帯の授業料無償化についても学業要件が関係あるのですか?」という問い合わせがあります。多子世帯の授業料無償化についても、「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免の一つであり、同様に学業要件が必要となります。

また、申請時のみならず、毎年、学業要件の確認があります。基準に達しない場合、多子世帯の授業料無償化についても停止・廃止となる可能性がありますのでご注意ください。

(4)家計基準

収入基準は、原則、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います(家計急変採用の申請を除く)。

また資産要件により、給付奨学金の支給はなく授業料等減免のみの適用となる場合があります。

詳細は、以下の日本学生支援機構の Web サイトより確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

上記 Web サイトの「進学資金シミュレーター」を利用して、収入基準に該当するかの目安を確認できます。



(5) 支援額の目安

世帯構成や収入などに応じて支援額の区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)が決められ、それぞれ満額支援・2/3 支援・1/3 支援の給付型奨学金・授業料等減免の支援を受けることができます(多子世帯の場合、所得に関わらず授業料等が満額免除になります)。

ただし、世帯の資産額合計により、授業料等減免のみとなり、給付奨学金の支給がない場合があります。

下記年収目安の金額は上限額ではなく、家族構成によって変動するため、あくまでも目安の金額として参考にしてください。

区分	年収の目安 両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合	授業料(半期分)	【参考】入学料 ※新入生のみ 【後期対象外】	【参考】給付奨学金(月額)	
				自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	～270万円	全額免除 【免除額】 昼間:267,900円 夜間:133,950円	全額免除 【免除額】 昼間:282,000円 夜間:141,000円	29,200円 (33,300円)	66,700円
第Ⅱ区分	270万円～ 300万円	2/3 免除 【免除額】 昼間:178,600円 夜間:89,300円	2/3 免除 【免除額】 昼間:188,000円 夜間:94,000円	19,500円 (22,200円)	44,500円
第Ⅲ区分	300万円～ 380万円	1/3 免除 【免除額】 昼間:89,300円 夜間:44,700円※	1/3 免除 【免除額】 昼間:94,000円 夜間:47,000円	9,800円 (11,100円)	22,300円
Ⅰ区分 (多子世帯)	～270万円	全額免除 【免除額】 昼間:267,900円 夜間:133,950円	全額免除 【免除額】 昼間:282,000円 夜間:141,000円	29,200円 (33,300円)	66,700円
Ⅱ区分 (多子世帯)	270万円～ 300万円			19,500円 (22,200円)	44,500円
Ⅲ区分 (多子世帯)	300万円～ 380万円			9,800円 (11,100円)	22,300円
Ⅳ区分 (多子世帯)	380万円～ 600万円			7,300円 (8,400円)	16,700円
多子世帯	600万円～			Ⅰ～Ⅳ区分に該当しない場合は 給付なし	

3. 申請方法・申請期間

以下 3 点を、それぞれの期限までに行ってください。

1. Microsoft Forms で一次申請(後期授業料徴収猶予申請)を行う

一次申請は、令和 8 年度後期分授業料を徴収猶予するための申請です。

以下の URL から一次申請を行ってください。期限までに登録、二次申請を行った者は 1 月まで後期授業料の引き落としが猶予されます。

→ <https://forms.cloud.microsoft/r/jQBjExrKK3>



【期限】

令和 8 年 10 月 8 日(木) 23:59

2. 申請要領とパンフレットを受け取る

二次申請を行うための申請要領とパンフレットを窓口にて受け取ってください。

【期限】

第 1 回目: 9 月 11 日(金)

第 2 回目: 10 月 13 日(火)

【配布窓口】

● 柏原キャンパス

学生支援課奨学厚生係(事務局棟 3 階)

平日 8:30~17:15

● 天王寺キャンパス

総務課学務係(中央館 1 階)

平日 13:00~21:30

3. 申請要領に沿って二次申請(日本学生支援機構への高等教育の修学支援新制度の申請)を行う

二次申請は ①インターネットでの情報入力
②マイナンバー情報のネット入力
③本人確認書類等の郵送
④チェックリストを大学に提出 の 4 点です。

期限までに二次申請が行われなかった場合、11 月に後期授業料が引き落としされます。

【期限】

第 1 回目: 9 月 15 日(火)

第 2 回目: 10 月 16 日(金)

【一次申請を期限までに行えなかった場合について】

国の「高等教育の修学支援新制度」の趣旨を鑑み、期限までに一次申請を行っていない場合でも、二次申請を行うことは可能です。

ただし、令和 8 年度後期分授業料の徴収猶予申請を行っていないこととなるため、授業料徴収猶予の対象とはなりません。申請者が、令和 8 年度後期分授業料の納付したことを確認後に本学から日本学生支援機構へ推薦を行いますのでご注意ください。

採用後、授業料免除が適用となった場合は納付済みの授業料から手数料を除いた分を返金します。

※Forms で的一次申請を行った後に、二次申請(給付奨学金の申請)を取り下げの場合は、以下のとおり
大教 G メールにより学生支援課奨学厚生係まで報告してください。

申込を取り下げる場合、報告のあった月の翌月を目途に後期授業料を引き落としします。

1 月まで授業料の徴収猶予を希望する場合は、給付奨学金の申請を行ってください。

宛先: syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

件名: 学籍番号 氏名 日本学生支援機構給付奨学金の申込取り下げについて

内容: 学籍番号, 氏名

日本学生支援機構給付奨学金の申請を取り下げる理由

例) 家計基準を満たしていなかったため

4. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と授業料納入の時期について

○申請書類提出後の注意点

- ・授業料免除申請者(申請を受理された者)については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
ただし、一次申請を期限内に行っていない者、高等教育の修学支援新制度の申請資格を要しない者などはこの限りではありません。
- ・申請受付の際、提出された書類や入力内容に不足や不備があった場合、申請者本人の大教 G メール宛てに連絡しますので、適宜、大教 G メールを確認し、連絡のあった際には、指定の期日までに不足書類の提出や不備の修正を行ってください。
- ・不備訂正が遅れると、採用時期ならびに奨学金振込時期が遅れますのでご注意ください。

○結果通知と授業料納入の時期について

- ・結果通知の時期 第1回:11月下旬 第2回:12月下旬

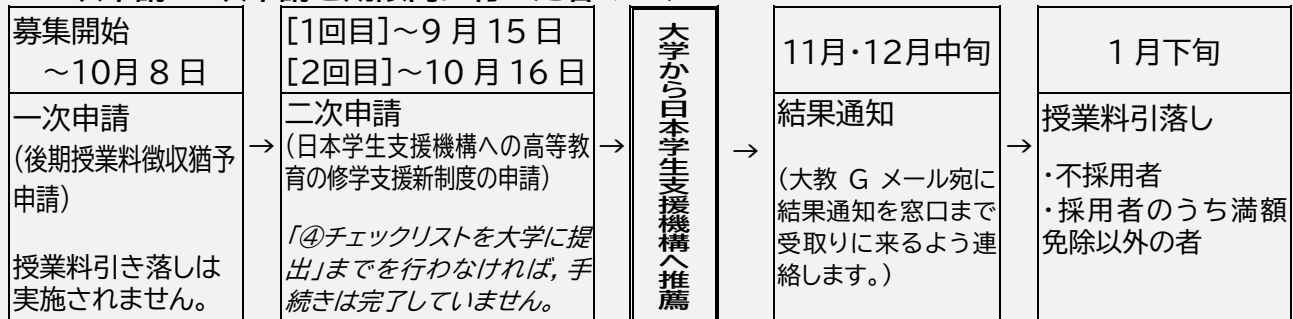
本人宛に大教 G メールにて連絡します。申請から結果判明まで時間を要します。
なお、自身の選考状況はスカラネットでも確認することができます。

- ・不許可及び満額免除以外の授業料納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認してください。

	納入時期	支払方法
新規申請者	1月下旬予定	学費納入口座より引き落とし

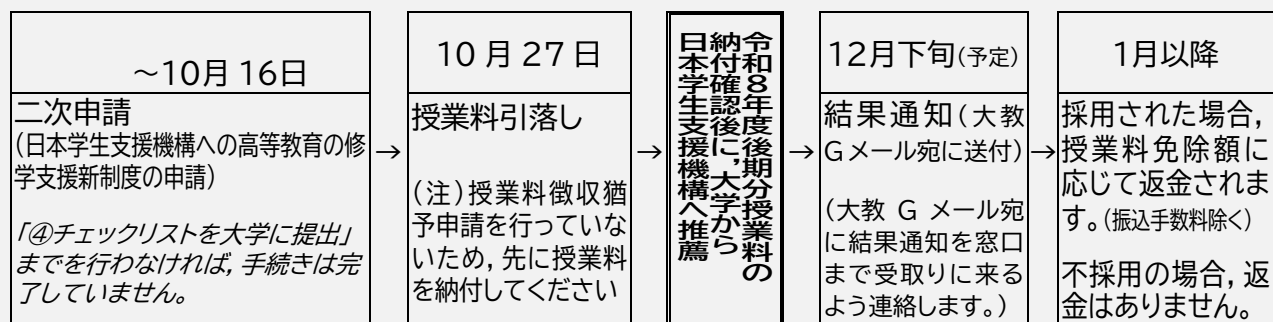
<一次申請・二次申請を期限内に行った者のスケジュール>



<一次申請を期限までに行っていない者のスケジュール>

〔一次申請を期限までに行えなかった場合について〕

国の「高等教育の修学支援新制度」の趣旨を鑑み、期限まで一次申請を行っていない場合でも、二次申請を行うことは可能です。ただし、令和8年度後期分授業料の徴収猶予申請を行っていないこととなるため、授業料徴収猶予の対象とはなりません。申請者が、令和8年度後期分授業料の納付したことを確認後に本学から日本学生支援機構へ推薦を行いますのでご注意ください。
採用後、授業料免除が適用となった場合は納付済みの授業料から手数料を除いた分を返金します。



※申請状況により採用時期は変更となります。